

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1. 意見募集の実施方法

意見提出期間：平成 24 年 5 月 11 日（金）～平成 24 年 6 月 11 日（月）

意見募集の周知方法：電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表

意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス

2. 意見募集の結果

意見提出数 13 通

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

御意見の概要	御意見に対する考え方
5,000mg/kg を超える PCB 廃棄物は、どのような処理施設において処理を行うのか。PCB 廃棄物については、対象となるものをあまり限定せず、継続的な制度の検討が必要である。	これまで環境省において 30 回を超える実証試験を行って慎重に検討が行われ、今回の検討委員会で今後の方向性として 5,000mg/kg 以下のものを処理対象とすることとしました。今後も、処理体制が確保されていない PCB 廃棄物の実態を把握し、必要な検討を行っていく予定です。
無害化処理認定制度の処理対象範囲と技術的指針を明確にしていきたい。	処理対象範囲については本告示で明確になっていると考えています。技術的指針については、「微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン－焼却処理編－」（平成 24 年 6 月改訂）を作成し公表していますが、本ガイドラインについては、今後、必要に応じて改訂する予定です。
例えば、5000mg/kg の PCB 廃棄物だけを大量に焼却しても問題なく処理できるといった、廃棄物中の PCB 濃度と PCB 廃棄物投入量の関係など何か規定があるのか。	廃棄物中の PCB 濃度と、その投入量について特段の規定はありません。個別の認定を行う場合において、PCB 廃棄物の投入量、混焼についての維持管理計画についても確認することとしており、当該処理施設の特性或実証試験の結果等を踏まえ、確実に処理することができると考えられる範囲内での維持管理を行うことが必要となります。

<p>民間の産業廃棄物処理施設は、維持管理状況の公表が義務付けられたとはいえ、まだまだわかりにくいことが多い。地域に安心・安全な施設として受け入れられているのか。PCB廃棄物の焼却施設となると、施設周辺の地域住民にとっては不安も増大すると思う。施設の管理体制や安全運転の指導管理体制を強化し、さらなる情報の公開をさせるようにしていただきたい。</p>	<p>無害化処理認定施設においては、「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等」（平成20年環境省告示第69号）第9条に基づき、処理に関する記録を閲覧に供しなければならず、認定事業者において、当該規定に基づき、必要な措置を講ずることが必要です。</p>
<p>今回の改正により、PCB濃度 5,000mg/kg をもって、高濃度と微量の閾値を明確化するということか。</p>	<p>本告示改正は、高濃度のPCB廃棄物と微量PCB汚染廃電気機器等の閾値を定めるものではありません。「微量PCB汚染廃電気機器等」の定義については、従来と変更ありません。</p>
<p>PCB濃度が 5,000mg/kg 以下のものを微量PCB汚染物であると定義すればよいのではないか。</p>	<p>微量PCB汚染廃電気機器等については、その汚染の由来から定義しており、濃度により定義されるものではありません。</p>
<p>「汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず」・「廃プラスチック類」の場合は、「汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず」・「廃プラスチック類」1kgあたりのPCB量で規定されていますが、「金属くず等」の場合は「金属くず等」に付着しているもの1kgあたりのPCB量により規定している。「金属くず等」の場合も「汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず」・「廃プラスチック類」の場合と同様の定義にする方がいいと考える。</p>	<p>今回の告示改正については、燃焼するもの1kgあたりのPCB含有量を基本として、濃度の範囲を定めています。</p>
<p>PCBを安全かつ確実に処理できることを前提として、無害化処理認定施設での処理対象となるPCBの濃度範囲について、順次拡大していただきたい。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>高濃度PCB廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等の区別については、一般の保管者には理解ができていない人が多数いる。さらに、今回、5,000mg/kg以下の一部の高濃度PCB廃棄物を微量PCBの認定施設で処分できることとなった場合、さらに混乱することが予想されるので、十分に周知すべき。</p>	<p>今回の告示改正に関する周知は十分に行っていく予定です。</p>
<p>今回の改正案では、保管の過程で乾固したものは、処理可能と読めません。これらは、総量として微量であることが多いことから、再希釈を認めるか、「汚染物」にガラスくずを追加する等処理できる体制としていただきたい。</p>	<p>保管の過程で乾固したものが何を指すのか明らかではありませんが、PCB汚染物にガラスくずを追加することについては、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>今回の改正案では、産廃の種類によって PCB の分析方法は異なることが推定される。厚生省告示 192 号では、廃プラスチック、金属くず、陶磁器くずについては、洗浄液試験法、拭き取り試験法、部材採取試験法が決められており、今回の処理対象物についてもこれと同様な試験方法を採用していただきたい。</p>	<p>試験方法については、現在検討中です。</p>
<p>「金属くず等に付着し、又は封入されている PCB の量」そのものを計測するのは高額のコストがかかることになり、PCB 保管事業者に多大な負担をかけることになる。拭き取り試験法のような簡便な測定方法を採用できないか。</p>	
<p>汚泥については、PCB 濃度が不均一であることが考えられるため、サンプリング方法を規定する必要がある。</p>	
<p>代表的な試料採取の方法や、分析の必要性を明確にしていきたい。</p>	
<p>二次燃焼炉内温度が 850℃以上でガスの滞留時間が 2 秒以上の施設においても、環境省が無害化処理認定の対象としていただきたい。</p>	<p>今回の意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>850℃以上の産業廃棄物処理施設において無害化処理実証試験を実施していただきたい。</p>	
<p>排出事業者に対し、廃棄物の性状（PCB 濃度等）、荷姿、発生工程、数量、取扱い上の注意事項等の情報を書面により処理業者に提供するように、周知・徹底していただきたい。</p>	
<p>PCB 汚染物を処理する際に濃度分析した結果、卒業判定基準を満足する場合は、通常の産業廃棄物として扱ってよいか。</p>	
<p>微量 PCB が付着した可能性がある PCB 汚染物については、濃度を定量することなく処理ができるよう配慮願いたい。</p>	
<p>「PCB 濃度 0.5～50ppm までのドラム缶保管したものは、PCB 処理で抜取後油の入替で内部の油の PCB 濃度が 0.5ppm 以下となれば、油・容器とも再利用可能」とする取扱いが合理的・論理的である。</p>	

<p>建築基準法第 51 条ただし書き許可について、市町村長における都市計画審議会の議を経て許可を受ける必要性があるのか。</p>	
<p>実証試験の実施にあたり、地元行政への理解や、試料調達について支援をお願いしたい。</p>	
<p>地域グリーンニューディール基金の延長を行い、施設整備費を補助していただきたい。</p>	
<p>日本では 0.5mg/kg 以下であれば非 PCB という扱いだが、ストックホルム条約では、50mg/kg 以下は非 PCB という扱いになっている。日本でもストックホルム条約にあわせて、50mg/kg 以下は非 PCB とすべき。</p>	
<p>高濃度 PCB 等の希釈等を行い、5000mg/kg 以下とした場合、微量 PCB として処理が可能となるのか。</p>	
<p>汚染物についても 0.5mg/kg 以下のものを規制対象外としないのか。</p>	